

証券コード 8706
(発送日) 2024年6月5日

株主各位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号
極東証券株式会社
代表取締役
会長 菊池廣之

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kyokuto-sec.co.jp/ir/stockholder/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「極東証券」又は「コード」に当社証券コード「8706」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 9階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第81期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第81期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

-
- ~~~~~
 - ◎受付開始時刻は午前9時を予定しております。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告

- ・新株予約権等に関する事項
- ・責任限定契約の内容の概要
- ・業務の適正を確保するための体制
- ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ・会社の支配に関する基本方針

②連結計算書類

- ・連結注記表

③計算書類

- ・個別注記表

※株主総会のお土産のご用意はございません。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会への出席による 議決権の行使

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）による 議決権の行使

議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネットによる 議決権の行使

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時15分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第2号議案及び第3号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2024年6月26日(水)
午後5時15分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード[®]を読み取ります。



- ② 株主総会ポータル[®]トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を使用した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと画面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

- お問い合わせ
三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
0120-652-031
(受付時間 9時~21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

※機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【取締役候補者一覧】

候補者番号		ふりがな	現在の当社における地位及び担当	候補者属性
1	【再任】	きくちひろゆき 菊池廣之	代表取締役会長	
2	【再任】	きくちかずひろ 菊池一広	代表取締役社長	
3	【再任】	ごとうまさひろ 後藤昌弘	取締役専務執行役員 営業本部長	
4	【再任】	かやぬましづんぞう 茅沼俊三	取締役専務執行役員 企画管理本部長	
5	【再任】	ほりかわけんじろう 堀川健次郎	社外取締役	社外取締役 独立役員
6	【再任】	よしのさだお 吉野貞雄	社外取締役	社外取締役 独立役員
7	【再任】	すがやたかこ 菅谷貴子	社外取締役	社外取締役 独立役員

候補者番号	ふりがな 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
1	きくちひろゆき 菊池廣之 (1942年3月6日)	1964年4月 野村證券株式会社入社 1972年7月 当社入社 1972年11月 代表取締役副社長 1979年12月 代表取締役社長 2012年4月 代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 極東プロパティ株式会社代表取締役社長	981,458株
(取締役候補者とした理由)			
	きくちかずひろ 菊池一広 (1968年2月8日)	1990年4月 野村證券株式会社入社 1999年3月 当社入社 1999年6月 代表取締役副社長 2012年4月 代表取締役社長（現任）	967,346株
2	(取締役候補者とした理由)		
	菊池一広氏は、当社代表取締役副社長及び代表取締役社長を歴任し、その経験、知識及び指導力を生かし、当社及びグループ会社の事業拡大に貢献してまいりました。同氏の経営者としての経験や判断力は、当社の持続的な企業価値向上のために必要であり、引き続き当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
3	ごとう藤昌弘 (1961年10月6日)	<p>1985年4月 当社入社</p> <p>2002年10月 営業本部大阪支店長</p> <p>2008年3月 営業本部本店資産管理第二部長</p> <p>2010年6月 執行役員営業本部本店資産管理第二部長</p> <p>2011年4月 執行役員・営業本部副本部長兼営業統括部長</p> <p>2012年6月 常務執行役員・営業本部副本部長兼営業統括部長</p> <p>2014年6月 取締役常務執行役員・営業本部長兼営業統括部長</p> <p>2016年6月 取締役専務執行役員・営業本部長（現任）</p>	41,500株
(取締役候補者とした理由) 後藤昌弘氏は、当社入社以来、営業部門に長く携わり、現在も取締役専務執行役員・営業本部長として営業部門を統括し、顧客基盤の拡大や預り資産の増加を推進してまいりました。同氏のこれまでの豊富な経験と知見を踏まえ、引き続き当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
4	かや ぬま しゅん ぞう 茅沼俊三 (1957年8月4日)	<p>1980年4月 東京証券取引所入所</p> <p>2007年6月 株式会社東京証券取引所渉外広報部長</p> <p>2011年6月 株式会社東京証券取引所グループ国際担当企画統括役</p> <p>2013年1月 株式会社日本取引所グループ国際担当企画統括役兼株式会社東京証券取引所上場推進部企画統括役</p> <p>2013年12月 当社入社</p> <p>2014年12月 執行役員企画管理本部経理部担当常務執行役員・企画管理本部副本部長</p> <p>2015年6月 取締役常務執行役員・企画管理本部長</p> <p>2017年6月 取締役専務執行役員・企画管理本部長（現任）</p>	21,300株
(取締役候補者とした理由)			<p>茅沼俊三氏は、株式会社日本取引所グループ出身であり、証券取引所の市場運営に長く携わってまいりました。現在は、取締役専務執行役員・企画管理本部長として企画管理部門を統括しております。同氏の市場運営に係る経験と知見を踏まえ、引き続き当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
5	<p>ほり かわ けんじろう 堀川 健次郎 (1942年8月5日)</p> <p>社外 独立役員</p>	<p>1965年4月 株式会社日本経済新聞社入社 1996年3月 取締役東京本社編集局長 1998年3月 常務取締役名古屋支社代表 2000年3月 常務取締役編集・出版担当 2002年3月 株式会社QUICK代表取締役副社長 2004年3月 代表取締役社長 2008年3月 代表取締役会長 2012年3月 特別顧問 2016年3月 参与（現任） 2016年6月 当社社外取締役（現任）</p>	一株

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）

堀川健次郎氏は、株式会社日本経済新聞社及び株式会社QUICKにおいて、経営者として長く会社経営に携わってまいりました。同氏は企業経営者としての豊富な経験と金融資本市場に関する知見を有しております、引き続き当該経験や知見を生かして経営陣の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと及び当社取締役会の機能強化を図ることが期待できるものと考えているため、社外取締役候補者といったしました。また、同氏が選任された場合は、報酬委員会の委員として役員報酬等の内容に係る決定方針等について中立的な立場で関与いただく予定です。

候補者番号	ふりがな 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
6	<p>よしの　さだお 吉野 貞雄 (1944年6月19日)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 社外 独立役員 </div>	<p>1967年4月 東京証券取引所入所 1999年5月 常務理事 2001年11月 株式会社東京証券取引所常務取締役 2002年6月 代表取締役専務 2005年12月 日本証券決済株式会社顧問 2007年6月 平和不動産株式会社代表取締役専務執行役員 2010年6月 代表取締役社長 社長執行役員 2013年6月 取締役相談役 2015年6月 相談役 2016年6月 当社社外取締役（現任） 2017年7月 平和不動産株式会社顧問（現任）</p>	<p>一株</p>

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）

吉野貞雄氏は、株式会社東京証券取引所及び平和不動産株式会社において、経営者として長く会社経営に携わるとともに、政府や関連団体の委員を務めるなど証券市場に密接に関係する業務を幅広く経験しております。同氏は企業経営者としての豊富な経験と金融資本市場に関する知見を有しており、引き続き当該経験や知見を生かして経営陣の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと及び当社取締役会の機能強化を図ることが期待できるものと考えているため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、報酬委員会の委員として役員報酬等の内容に係る決定方針等について中立的な立場で関与いただく予定です。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
7	菅谷貴子 (1972年9月20日) <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 社外 独立役員 </div>	2002年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 山田秀雄法律事務所（現山田・尾崎法律事務所）入所 2007年6月 株式会社フェイス社外監査役（現任） 2019年3月 ライオン株式会社社外取締役（現任） 2020年6月 当社社外取締役（現任） 2024年1月 菅谷パートナーズ法律事務所開設代表弁護士（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士（菅谷パートナーズ法律事務所） 株式会社フェイス社外監査役 ライオン株式会社社外取締役	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 菅谷貴子氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有するとともに、他の会社の社外取締役及び社外監査役としての経験を有しております。引き続き当該経験や知見を生かして経営陣の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと及び当社取締役会の機能強化を図ることが期待できるものと考えているため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、報酬委員会の委員として役員報酬等の内容に係る決定方針等について中立的な立場で関与いただく予定です。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 堀川健次郎氏、吉野貞雄氏及び菅谷貴子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、堀川健次郎氏、吉野貞雄氏及び菅谷貴子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、本総会において各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 4. 当社は、独立社外取締役の選任基準を以下のとおり定めております。
 (1) 会社法で定める社外取締役の要件を満たしていること。
 (2) 東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと。
 (3) 当社の取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保でき、取締役会

への出席率が80%以上であること。

- (4) 当社の社外取締役を務める期間が10年を超えないこと。
 - (5) 他の会社の役員等との兼任が当社を含め5社以内であること。
 - (6) 豊富な経験及び知識を有しており、経営全般について大局的な意見及び助言を行うことができること。
5. 堀川健次郎氏、吉野貞雄氏及び菅谷貴子氏は、現在、当社の社外取締役であります、それぞれの社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって堀川健次郎氏が8年、吉野貞雄氏が8年、菅谷貴子氏が4年となります。
 6. 当社は堀川健次郎氏、吉野貞雄氏及び菅谷貴子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本総会において各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 7. 菅谷貴子氏の戸籍上の氏名は、田苗貴子であります。
 8. 取締役会が取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続きについては、以下のとおりであります。
取締役候補者の指名については、人格識見に優れ、担当業務で実績を上げ、かつ企業経営に精通している人物を各部門のバランスに配慮しながら、代表取締役が取締役会に提案し、取締役会において協議のうえ決定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役3名のうち安村和洋氏が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
くら い つとむ 倉井 力 (1962年9月14日) 新任 社外 独立役員	<p>1986年4月 三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社</p> <p>2009年8月 中央三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）仙台支店長</p> <p>2011年11月 証券代行部 部長</p> <p>2012年4月 三井住友信託銀行株式会社証券代行部 部長</p> <p>2015年4月 執行役員 本店営業第13部 部長</p> <p>2017年4月 監査役</p> <p>2019年6月 取締役 監査等委員（現任）</p>	一株
(社外監査役候補者とした理由)		
倉井力氏は、長年に亘る金融機関勤務経験に基づく幅広い知見を持ち、また、監査等委員を務めるなど、その経歴を通じて培った見識を生かして、客観性や中立性を重視した監査が期待できると判断したため、社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 倉井力氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 倉井力氏は、社外監査役候補者であります。
3. 倉井力氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 倉井力氏は、2024年6月下旬に開催予定の三井住友信託銀行株式会社定時株主総会終結の時をもって、同社取締役 監査等委員を退任する予定であります。
5. 倉井力氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 取締役会が監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続きについては、以下のとおりであります。

監査役候補者の指名については、財務会計に関する知見、証券業界に関する知識、かつ企業経営に対する多様な視点についてのバランスを確保しながら、代表取締役が監査役会の同意を得たうえで取締役会に提案し、取締役会において協議のうえ決定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
とび やま やす お 飛 山 康 雄 (1947年10月4日) 社外 独立役員	<p>1971年4月 東京証券取引所入所</p> <p>2001年11月 株式会社東京証券取引所 執行役員</p> <p>2003年6月 常務取締役</p> <p>2005年12月 代表取締役専務</p> <p>2007年6月 株式会社日本証券クリアリング機構取締役</p> <p>2007年8月 株式会社東京証券取引所グループ取締役 兼代表執行役専務</p> <p>2009年6月 株式会社日本証券クリアリング機構代表取締役社長</p> <p>2013年1月 一般社団法人日本卸電力取引所理事（非常勤）</p> <p>2013年6月 株式会社日本証券クリアリング機構顧問</p>	一株
(補欠の社外監査役候補者とした理由)		
飛山康雄氏は、経営者として長く会社経営に携わってまいりました。同氏の会社経営者としての豊富な経験と見識は、客観性や中立性を重視した監査役としての職務の適切な遂行に資するものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 飛山康雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 飛山康雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 飛山康雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 4. 飛山康雄氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

(ご参考)

当社取締役会は、経営戦略に照らして当社取締役会が必要とするスキルを「企業経営」、「金融商品取引業」、「営業」、「財務会計」、「法務・リスク管理」、「情報通信」及び「監査」としております。

第1号議案及び第2号議案の承認が得られた場合の取締役及び監査役のスキルを一覧化したいわゆるスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

	氏名	地位・担当（予定）	各取締役・監査役が有する知識・経験等						
			企業経営	金融商品取引業	営業	財務会計	法務・リスク管理	情報通信	監査
1	菊池廣之	代表取締役会長	●	●					
2	菊池一広	代表取締役社長	●	●					
3	後藤昌弘	取締役専務執行役員 営業本部長		●	●				
4	茅沼俊三	取締役専務執行役員 企画管理本部長		●		●	●		
5	堀川健次郎	社外取締役 独立役員	●					●	
6	吉野貞雄	社外取締役 独立役員	●	●		●			
7	菅谷貴子	社外取締役 独立役員					●		●
8	金子弘之	常勤監査役					●		●
9	倉井力	常勤社外監査役 独立役員				●			●
10	津國伸郎	社外監査役 独立役員					●		●

事業報告

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度（以下「当期」という。）の国内外の経済は、金融政策に大きな変化が見られました。日本銀行は、春闘での前年を上回る賃上げ回答を踏まえ、3月にマイナス金利政策を解除しました。一方、日本を除く主要各国はインフレ対策による政策金利引上げの累積効果を見極める動きに転じました。米連邦準備制度理事会（F R B）は7月の利上げを最後に、政策金利を据え置きました。また、新興国の中には利下げに転じる国も見られました。

株式市場では、日経平均株価は日本銀行の金融緩和策の維持や海外投資家の日本株買いを受けて6月にかけて急伸しました。その後、米国の政策金利の先行き不透明感や世界景気の先行きに対する強弱観が交錯しボックス相場となり、年明け以降は、脱デフレの期待が高まる中、円安の動きも追い風に日経平均株価は一段高となりました。東京証券取引所の要請を機に資本コストや株価を意識した企業経営の実現に向けた改革や株主還元策の公表が活発化したほか、2024年から始まった新N I S A制度への期待も高まり、日経平均株価は1989年に付けた史上最高値（38,915円）を2月22日に更新しました。その後、3月4日には40,000円の大台に乗せ、2023年3月末比44%高の40,369円で当期を終えました。

米国株式市場では、N Yダウ平均株価は景気への楽観とともに7月にかけて上伸した後は、長期金利の急上昇が嫌気され、10月にかけて調整局面となりました。しかし、インフレ鈍化による早期利下げシナリオの台頭と長期金利の低下を受けて急反発に転じ、年明け以降はA Iブームの再燃の追い風もあって一段高となり、N Yダウ平均株価は39,807ドルで終えました。

債券市場では、日米ともに秋にかけて金利が上昇しました。日本ではマイ

ナス金利政策の早期解除の思惑と米金利の上昇を背景に10年国債利回りは11月に0.97%まで急騰しました。その後は金融政策の早期正常化の見方が後退し0.55%まで低下しました。日本銀行は、3月にマイナス金利政策を解除しイールドカーブコントロールも撤廃しましたが、金利の急騰を抑える方針を明確にしたことから、10年国債利回りは0.725%で当期を終えました。米国では、10年国債利回りはインフレ抑制のために高金利政策が長引くとの見方から10月には5.00%まで上昇しました。しかし、インフレ鈍化などを受けて2024年の早い段階で利下げが始まるとの見方に転じて3.78%まで急低下したものの、過度な利下げシナリオの後退を受けて4.20%で当期を終えました。

外国為替市場では、金融政策スタンスの相違やこれに基づく日米金利差を背景にドル円相場は大きく変動しました。ドル円相場は11月に1ドル=151.94円まで円安が進んだ後に反転し、年末には1ドル=140.25円を付けましたが、期末にかけては再び円安ドル高圧力がかかり、当期は1ドル=151.32円で終えました。

こうした環境の中、当社は、お客さまの多様なニーズにお応えするため、「特色ある旬の商品」の提供に努めました。また、株主資本の効率的運用の観点から、積極的な財務運営も行ってまいりました。

当期の業績につきましては、営業収益77億30百万円（前期比179.1%）、純営業収益76億76百万円（同180.2%）、営業利益29億51百万円（前期は営業損失3億12百万円）、経常利益37億6百万円（前期比754.5%）、親会社株主に帰属する当期純利益43億41百万円（同371.5%）となりました。

当期における収益等の内訳は以下のとおりであります。

受入手数料

「受入手数料」は、28億22百万円（前期比153.9%）となりました。受入手数料の内訳は以下のとおりであります。

(委託手数料)

株券委託手数料は、15億12百万円（同155.5%）を計上し、これに受益証券（上場投資信託）委託手数料を加えた「委託手数料」は、15億34百万円（同153.1%）となりました。

(引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料)

「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」は、15百万円（同91.6%）となりました。

(募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料)

「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」は、受益証券（投資信託）の取扱いの増加により、8億73百万円（同163.1%）となりました。

(その他の受入手数料)

主に受益証券（投資信託）の代行手数料からなる「その他の受入手数料」は、3億99百万円（同142.6%）となりました。

商品別の受入手数料の内訳は、以下のとおりであります。

受入手数料の内訳

	第 80 期 (2022.4.1～2023.3.31)	第 81 期 (2023.4.1～2024.3.31)
株券	百万円 993 (構成比) (54%)	百万円 1,531 (構成比) (54%)
債券	0 (0)	0 (0)
受益証券	821 (45)	1,273 (45)
その他	18 (1)	17 (1)
合計	1,834 (100)	2,822 (100)

トレーディング損益

株券等トレーディング損益は、39百万円の利益（前期は1億54百万円の損失）、債券等トレーディング損益は、37億16百万円の利益（前期比237.3%）、為替のデリバティブ取引を中心としたその他のトレーディング損益は、3億52百万円の損失（前期は3億95百万円の損失）となりました。

この結果、「トレーディング損益」は、34億2百万円の利益（前期比335.0%）となりました。

金融収支

金融収益14億85百万円（前期比102.8%）から金融費用53百万円（同95.9%）を差し引いた「金融収支」は、14億32百万円（同103.0%）となりました。

販売費・一般管理費

「販売費・一般管理費」は、47億25百万円（前期比103.4%）となりました。

営業外損益

営業外収益は、受取配当金等合計で11億56百万円（前期比114.2%）、営業外費用は、為替差損等合計で4億1百万円（同192.3%）を計上いたしました。

この結果、「営業外損益」は、7億55百万円の利益（同93.9%）となりました。

特別損益

特別利益は、投資有価証券売却益で27億79百万円（前期比211.7%）、特別損失は、投資有価証券売却損等合計で2億36百万円（同224.8%）を計上いたしました。

この結果、「特別損益」は、25億43百万円の利益（同210.5%）となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行を含む合計8行との間で、総額46億円のシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は20億円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

項目	第78期 (2020. 4. 1～ 2021. 3. 31)	第79期 (2021. 4. 1～ 2022. 3. 31)	第80期 (2022. 4. 1～ 2023. 3. 31)	第81期 (2023. 4. 1～ 2024. 3. 31)
営業収益	8,948	6,492	4,315	7,730
(うち受入手数料)	(1,776)	(1,995)	(1,834)	(2,822)
経常利益	4,395	1,880	491	3,706
親会社株主に帰属する当期純利益	3,101	2,117	1,168	4,341
1株当たり当期純利益	97.23円	66.38円	36.63円	136.08円
総資産	77,861	71,796	70,902	83,534
純資産	46,264	46,106	47,301	53,675
1株当たり純資産額	1,449.94円	1,444.99円	1,482.41円	1,682.18円

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第79期の期首から適用しており、第79期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社F E インベスト	東京都中央区	100百万円	99%	金融商品取引業 投 資 業
極東プロパティ株式会社	東京都中央区	10	100	不動産業
株式会社極東証券経済研究所	東京都中央区	20	100	調査・研究業

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社のうち、株式会社F E インベスト及び極東プロパティ株式会社の2社であります。

(4) 経営の基本方針・戦略及び対処すべき課題

① 経営の基本方針

当社及びグループ会社（以下「当社グループ」という。）は、創立以来、「信は萬事の基と為す」を経営の基本理念として、信頼を原点としたFace to Face（お客様との対面での直接対話型）のビジネスモデルと健全経営による安定的成長確保を経営の基本方針としております。

この基本方針を堅持しながら、市場環境や規制環境の変化にも柔軟に対応し、持続的な成長を可能とする収益基盤を構築していくことが、当社グループの対処すべき課題と認識しております。

こうした課題認識の下、新たに策定した中期事業計画を着実に実行することで、企業価値・株主価値の最大化を図ってまいります。また、当社グループの事業活動を通じて、お客様を含め国民全体の資産形成に資することで社会全体に付加価値をもたらし、ひいては、国民経済全体の発展に貢献することを念頭に置きながら、持続可能な事業を展開してまいります。

（注）グループ会社は、当社の子会社「株式会社F E インベスト（連結）、極東プロパティ株式会社（連結）、株式会社極東証券経済研究所（非連結）」の3社であります。

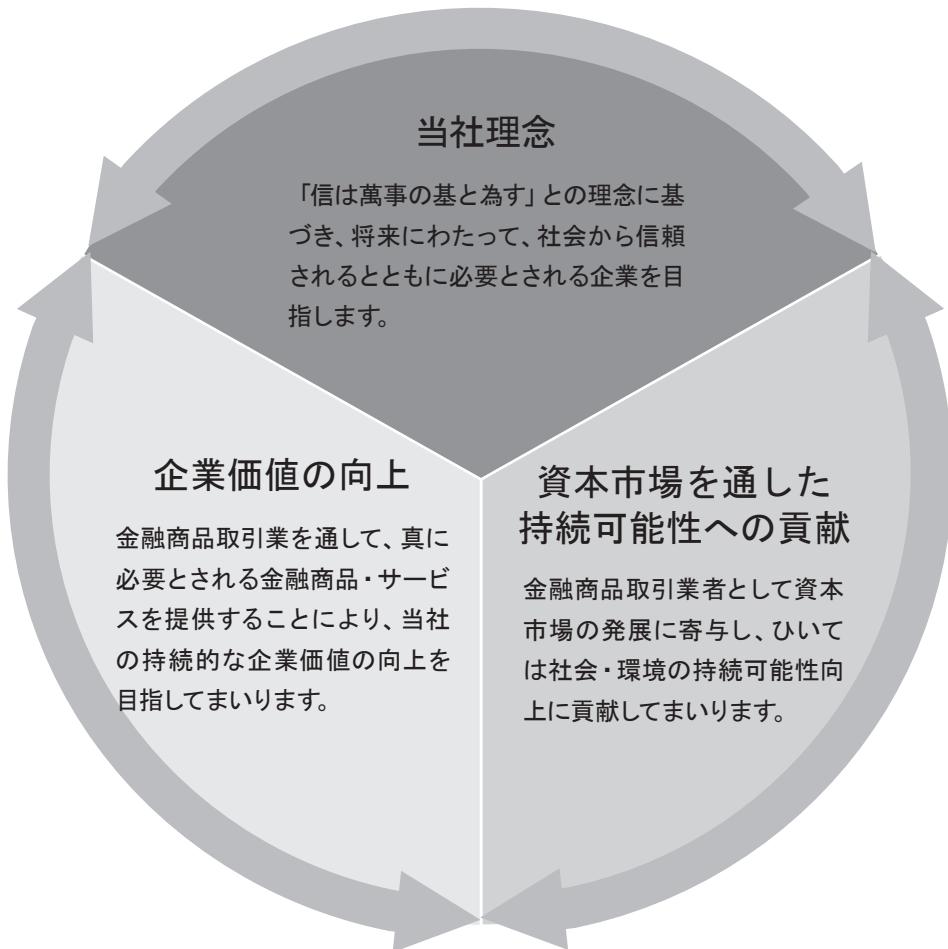
② 中長期の基本戦略

当社グループは、経営の基本理念に則り、独自のビジネスモデルを堅持し持続的な成長を目指してまいります。そのため、当社グループは、以下に掲げるサステナビリティ基本方針に基づき、全てのステークホルダーをこれまで以上に意識しつつ、当社グループの企業価値の向上及び金融・資本市場を通して持続可能性への貢献を行ってまいります。

また、東京証券取引所プライム市場上場企業として、企業価値の向上に向けた資本コストや株価を意識した経営及び株主との対話の推進に取り組むとともに、より高い水準のコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めてまいります。

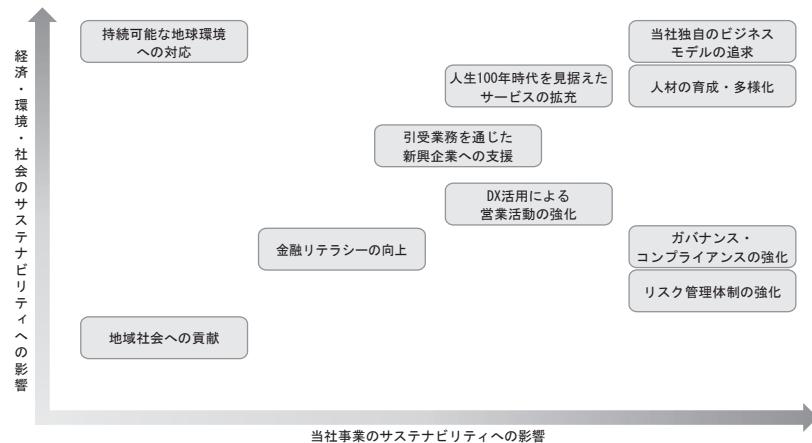
<サステナビリティ基本方針>

当社グループは、企業理念に基づき、金融商品取引業者としての事業を通して、サステナビリティ（持続可能性）の向上に取り組んでまいります。



<参考>サステナビリティ重要課題への取組みについて

当社は、独自のビジネスモデルを堅持し持続的な成長を目指すため、サステナビリティ重要課題を設定しております。同重要課題への取組み内容は下記のとおりとなっております。



	重要課題	主な取組み内容
ビジネス戦略	独自のビジネスモデルの追求	<ul style="list-style-type: none"> Face to Faceのビジネスモデルの堅持 ビジネスモデルの根幹である人的資本への投資 持続的な発展の基となる健全な財務基盤の構築
	人生100年時代を見据えたサービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化の進展に対応した顧客サービスの拡充 様々な年齢層に適合した商品提供
	DXの活用による営業活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> デジタルツール活用による営業員へのサポート デジタルサービスの提供によるお客様の利便性向上
	引受業務を通じた新興企業への支援	<ul style="list-style-type: none"> お客様からのリスクマネーを、新しい技術やサービスを持つ新興企業に提供
事業基盤	ガバナンス・コンプライアンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンスの徹底 コーポレート・ガバナンス体制の整備
	リスク管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理委員会における各種リスク（市場リスク、信用リスク、人事労務リスク等）の管理
	持続可能な地球環境への対応	<ul style="list-style-type: none"> ESG要素を踏まえた自己投資 TCFD提言に基づく情報開示
	金融リテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> 正確な金融知識の普及により、リターン・リスクを十分理解したうえで投資判断ができる投資家の育成
	人材の育成・多様化	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成プランに基づくスキルアップ研修等の実施 働き方改革
	地域社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 芸術活動への協賛 寄付を通じた社会への貢献

③ 対処すべき課題

収益基盤の拡大と人的資本の充実に向けた中期事業計画（2024年度～2026年度）を策定し、これらを着実に実行しながら、ROE8%の達成を目指して、当社グループ独自のビジネスモデルを強化し、収益力の向上に取り組んでまいります。

イ. 収益基盤の拡大

当社グループは、国内外の証券市場で売買される金融商品の販売をその事業基盤としており、その顧客基盤や預り資産こそが、当社グループの収益基盤の大きな柱であると認識しております。

そのため、当社グループは、他の中堅証券会社との差別化を図るため、お客さまとの直接対話をを行う対面による営業スタイルは堅持しつつ、他社では提供できない多様な商品を取りそろえ、マーケットの変化を捉えた機動的な運用提案を行ってまいります。また、全国ベースでの営業活動の展開も行うことで、新たな顧客層を開拓し、預り資産の拡大を目指してまいります。これらに加え、お客さまへの分かり易く、親切、丁寧な対応を更に充実させるために、営業活動をサポートするツールの導入等も引き続き行うとともに、お客さまへのアフターフォローの強化を図ってまいります。こうした取組みを行うことで、お客さまの満足度を高め、信頼を獲得し、更なる預り資産の拡大を目指してまいります。

また、株主資本の効率的な運用という観点から、当社グループを取り巻く環境の変化を的確に捉えながら、適切なリスク管理の下、有望な投資対象への投資を推進することで、お客さま向けビジネスによる収益以外の収益拡大にも取り組んでまいります。

ロ. 人的資本の充実

当社グループの企業価値を他社と差別化している要因は、「お客さまからの信頼」というブランドと「特色ある旬の商品の提供」というノウハウであると考えております。これらを活用して、今後の環境変化に柔軟に対応し、収益力の向上を図るためにには、人的資本の充実が最も重要であると考えております。

当社グループはこうした考えのもと、人材育成プランを策定し、独自の金融サービスを提供するために不可欠な高度な能力を備えた中核人材を育成してまいります。

また、社員のモチベーション向上につながる社内体制の整備等を実施

し、社員全員が高いパフォーマンスを発揮できる環境を整備してまいります。更に、時代や環境変化に合わせて当社グループが持続的な成長・発展ができるよう、中長期的に必要な人材を適切に確保・育成していくための取組みを推進してまいります。

こうした取組みの推進により、当社の収益力の向上を実現していくための基盤となる人的資本の充実を図ってまいります。

<中期事業計画の概要>

I . 収益基盤の拡大

①預り資産の拡大

新規顧客数の拡大

1顧客当たりの販売金額の拡大

②対顧客ビジネス以外の収益の拡大

伝統的な金融商品の投資拡大

オルタナティブ投資の拡大

II . 人的資本の充実（人員確保・人材育成）



目標 : ROE 8 %

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、有価証券の売買等及び売買等の受託、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等を主たる業務としております。

当社グループの事業内容は次のとおりであります。

① 金融商品取引業

イ. 極東証券株式会社は、国内において第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。

ロ. 株式会社F E インベストは、国内において第二種金融商品取引業を営んでおり、同社が組成する投資ファンドの運営・管理を行っております。

② 投資業

株式会社F E インベストは、自己資金を利用して、主に長期投資による安定的収益の確保を目的とした投資業を行っております。

③ 不動産業

極東プロパティ株式会社は、不動産業を営み、主として極東証券株式会社の本支店の店舗等を賃貸しております。

④ 調査・研究業

株式会社極東証券経済研究所は、主として極東証券株式会社の委託に基づき、国内外における経済、金融市場の調査・研究業を営んでおります。

(6) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 本店 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号

② 支店 8店舗

区分	店舗数	店舗名
東京都	5	大手センタービル支店、霞が関ビル支店、新宿支店、新小岩支店、蒲田支店
神奈川県	1	平塚支店
愛知県	1	名古屋支店
大阪府	1	大阪支店

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減
236名	2名増

(注) 使用人数は就業員数であり、うち嘱託社員は8名あります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
226名	1名増	44.2歳	16.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、うち嘱託社員は6名あります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,900百万円
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	2,660
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,770
東 京 証 券 信 用 組 合	880

(注) 上記の借入先からの借入金のほかに、主な借入金としてコールマネー1,000百万円があります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 130, 000, 000株
- ② 発行済株式の総数 32, 779, 000株
- ③ 株主数 12, 341名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3, 157千株	9. 90%
有限会社みつる	2, 640	8. 28
株式会社七十七銀行	1, 616	5. 07
株式会社三井住友銀行	1, 523	4. 78
三井住友信託銀行株式会社	1, 491	4. 67
菊池廣之	981	3. 08
菊池一広	967	3. 03
菊池基之	875	2. 74
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	760	2. 38
高野満美恵	730	2. 29

(注) 1. 当社は、自己株式877, 595株を保有しておりますが、上記からは除外しており、持株比率も控除して計算しております。

2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第3位を四捨五入して、それぞれ表示しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
菊 池 廣 之	代 表 取 締 役 会 長	極東プロパティ株式会社代表取締役社長
菊 池 一 広	代 表 取 締 役 社 長	
後 藤 昌 弘	取 締 役 専 務 執 行 役 員 営 業 本 部 長	
茅 沼 俊 三	取 締 役 専 務 執 行 役 員 企 画 管 理 本 部 長	
堀 川 健次郎	取 締 役	
吉 野 貞 雄	取 締 役	
菅 谷 貴 子	取 締 役	弁護士(菅谷パートナーズ法律事務所) 株式会社フェイス社外監査役 ライオン株式会社社外取締役
安 村 和 洋	常 勤 監 査 役	株式会社F E インベスト監査役 極東プロパティ株式会社監査役
金 子 弘 之	常 勤 監 査 役	株式会社極東証券経済研究所監査役
津 國 伸 郎	監 査 役	日新商事株式会社社外取締役（監査等委員）

(注) 1. 取締役堀川健次郎氏、取締役吉野貞雄氏及び取締役菅谷貴子氏は、社外取締役であります。

2. 常勤監査役安村和洋氏及び監査役津國伸郎氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役堀川健次郎氏、取締役吉野貞雄氏、取締役菅谷貴子氏、常勤監査役安村和洋氏及び監査役津國伸郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、独立社外取締役の選任基準を以下のとおり定めております。

- (1)会社法で定める社外取締役の要件を満たしていること。
- (2)東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと。
- (3)当社の取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保でき、取締役会への出席率が80%以上であること。
- (4)当社の社外取締役を務める期間が10年を超えないこと。
- (5)他の会社の役員等との兼任が当社を含め5社以内であること。
- (6)豊富な経験及び知識を有しており、経営全般について大局的な意見及び助言を行うことができるこ。

- ② 補償契約の内容の概要等
該当事項はありません。
- ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
該当事項はありません。
- ④ 取締役及び監査役の報酬等
当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、当社の企業価値の持続的向上を図るため、取締役の経験や職責を踏まえ、かつ、当社への貢献度や当社の業績を反映したものとすることを基本方針とし、定期同額報酬と業績連動報酬を構成要素とする。なお、社外取締役については、その職務に鑑み、定期同額報酬のみを支払うこととする。

ロ. 定期同額報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

定期同額報酬は、役位、職位、在任年数に応じ、当社への貢献度も勘案した額を、月例の固定報酬として支払うこととする。

ハ. 業績連動報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

業績連動報酬は、金銭報酬とし、連結経常利益及び単体の特別損益の額を業績指標とし、それぞれの額の一定割合を合計したものを支払い原資として、取締役個人の担当部門の業績及び評価に基づき配分し、毎年一定時期に支払うこととする。

ニ. 定期同額報酬の額又は業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、個人別の報酬総額に対する一定の割合は予め定めず、各事業年度の業績指標の変動等に応じて、業績連動報酬の額及び定期同額報酬と業績連動報酬の割合が変動するものとする。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の定期同額報酬の額及び各取締役（社外取締役を除く。）の担当業務の状況を踏まえた業績連動報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に対し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の適用方法の妥当性について諮詢し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定しなければならないこととする。

⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		定期同額 報 酬	業績連動 報 酬等	非金銭 報 酬等	
取締役 (うち社外取締役)	347 (27)	291 (27)	56 (一)	—	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	34 (20)	34 (20)	—	—	3 (2)
合計	381	325	56	—	10

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度における業績連動報酬（未払役員賞与）の総額は56百万円（取締役4名に対し56百万円）であり、上記の支給額に含まれております。
3. 業績連動報酬に係る指標は、連結経常利益及び単体の特別損益の額としております。連結経常利益は、当社グループ全体の業績を最も明確に表す指標であり、単体の特別損益は、金融商品取引業者である当社自身が自己資本の効率的な運用を行った結果について最も明確に表す指標であることから、これらの指標を選択しております。なお、当事業年度における連結経常利益の額は3,706百万円、単体の特別損益の額は2,284百万円であります。
4. 取締役の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第77回定時株主総会において年額550百万円以内（うち社外取締役分36百万円以内、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役3名）となります。

5. 監査役の報酬限度額は、2006年6月27日開催の第63回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。なお、監査役の報酬は、株主総会で決議いたしました報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により支給しております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名となります。
6. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、取締役会の決議に基づき代表取締役社長である菊池一広氏が定期同額報酬及び業績連動報酬に係る報酬の決定について委任を受け決定することとしております。決定についての委任理由は、当社への貢献度や当社の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
- (6) 社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
取 締 役	菅 谷 貴 子	弁護士(菅谷パートナーズ法律事務所) 株式会社フェイス社外監査役 ライオン株式会社社外取締役	特別の関係はありません。
常勤監査役	安 村 和 洋	株式会社 F E インベスト監査役 極東プロパティ株式会社監査役	当社は、株式会社F E インベストが組成したファンドに機関投資家として出資しております。 当社は、極東プロパティ株式会社との間に当社営業店舗等の不動産賃貸借及び不動産管理業務等の取引関係があります。
監 査 役	津 國 伸 郎	日新商事株式会社社外取締役（監査等委員）	特別の関係はありません。

⑦ 社外役員の当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会への出席状況

		取締役会への出席状況	出席率
取締役	堀川 健次郎	20回開催中20回出席	100%
取締役	吉野 貞雄	20回開催中19回出席	95
取締役	菅谷 貴子	20回開催中19回出席	95

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

ロ. 取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要

取締役堀川健次郎氏は、取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と金融資本市場に関する深い知見に基づいて積極的に意見を述べており、経営陣に対して客観的な立場から監督、助言等を行っております。また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。

取締役吉野貞雄氏は、取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と金融資本市場に関する深い知見に基づいて積極的に意見を述べており、経営陣に対して客観的な立場から監督、助言等を行っております。また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。

取締役菅谷貴子氏は、取締役会において、弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づいて積極的に意見を述べており、経営陣に対して客観的な立場から監督、助言等を行っております。また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。

ハ. 取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会及び監査役会への出席状況		出席率
常勤監査役 安 村 和 洋	取締役会	20回開催中20回出席	100%	
	監査役会	12回開催中12回出席	100	
監 査 役 津 國 伸 郎	取締役会	20回開催中20回出席	100	
	監査役会	12回開催中12回出席	100	

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

ニ. 取締役会における発言状況

常勤監査役安村和洋氏は、全ての取締役会に出席し、報告事項や決議事項に適宜質問するとともに、経営に対する客観性や中立性を重視した発言を行っております。

監査役津國伸郎氏は、全ての取締役会に出席し、報告事項や決議事項に適宜質問するとともに、経営に対する客観性や中立性を重視した発言を行っております。

ホ. 監査役会における発言状況

常勤監査役安村和洋氏は、全ての監査役会に出席し、監査業務全般について客観性や中立性を重視した発言を行っております。

監査役津國伸郎氏は、全ての監査役会に出席し、監査業務について客観性や中立性を重視した発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 東陽監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

顧客資産の分別管理に関する保証業務等を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値向上の一環として、株主の皆さまに対し積極的な利益還元を図ることを経営の重要な政策の一つとしており、株主価値向上のために、2024年3月期より株主還元の更なる充実を図ることとしました。

＜新配当方針について＞

株主還元の更なる充実を図るため、現在の自己資本の状況等を踏まえ、連結配当性向基準について50%から70%に引き上げることとしました。新しい配当方針は下記のとおりとなります。

【配当方針】

配当金額は、連結配当性向70%及び連結純資産配当率（DOE）2%の両基準で算出した数値のいずれか高い金額を基準とし、当社の自己資本の水準及び中長期的な業績動向並びに株価等を総合的に判断し、決定する。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回の配当を基本方針としており、剰余金の配当等については、会社法第459条第1項及び第460条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、上記の連結配当性向基準で算出した金額に基づき総合的に判断し、2024年4月25日開催の取締役会において1株当たり80円（既に実施済みの中間配当30円と合わせ年間110円）の配当の決議をしております。

なお、直前3事業年度における剰余金の配当の推移は以下のとおりであります。

項目	第78期 (2020. 4. 1 ~ 2021. 3. 31)	第79期 (2021. 4. 1 ~ 2022. 3. 31)	第80期 (2022. 4. 1 ~ 2023. 3. 31)	第81期 (2023. 4. 1 ~ 2024. 3. 31)
中 間 配 当	20円	20円	15円	30円
期 末 配 当	30	20	15	80
年 間 配 当	50	40	30	110

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金額	科 目	金額
流動資産	48,262	流動負債	26,705
現金・預金	14,389	トレーディング商品	27
預託金	13,014	商品有価証券等	8
トレーディング商品	17,553	デリバティブ取引	19
商品有価証券等	17,550	信用取引	344
デリバティブ取引	2	信用取引	174
有価証券	45	信用取引	170
約定見返勘定	392	預り金	14,320
信販資産	2,217	受入保証金	220
信用取引貸付	2,048	有価証券等受入未了勘定	9
信用取引借券担保	168	短期借入	9,580
立替金	1	前受	1
短期差入貸付	70	前払	0
短期	0	未払	111
前払	19	費用	124
前払費用	39	払法人税	1,677
未収入金	130	未賞与引当金	250
未収収益	377	その他流動負債	36
その他の流動資産	22	固定負債	3,134
貸倒引当金	△9	長期借入金	500
固定資産	35,271	長期未払金	429
有形固定資産	1,903	繰延税金	2,108
建物	377	退職給付に係る負債	97
車両	13	特別法上の準備金	19
器具	345	金融商品取引責任準備金 (金融商品取引法第46条の5)	19
土地	1,167	負債合計	29,858
無形固定資産	60	純資産の部	
ソフトウエア	37	科 目	金額
電話機	22	株主資本	49,438
投資その他の資産	33,307	資本剰余金	5,251
投資有価証券	31,619	利益剰余金	4,774
関係会社	29	自己株式	40,276
社内資本	1	その他の包括利益累計額	△863
内長期貸付金	1	その他有価証券評価差額金	4,225
長期差入保証金	395	非支配株主持分	4,225
退職給付に係る資産	0	純資産合計	11
その他の投資	793		53,675
貸倒引当金	536		
	△71		
資産合計	83,534	負債・純資産合計	83,534

連結損益計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	内 訳	金 額
営 業 収 益		7,730
受 入 手 数 料 益	2,822	
ト レ 一 デ イ ン グ 損 益	3,402	
金 融 収 益	1,485	
そ の 他 の 営 業 収 入 用	19	
金 融 費 用		53
純 営 業 収 益		7,676
販 売 費 一 般 管 理 費		4,725
取 引 関 係 費	583	
人 件 費	2,649	
不 動 産 関 係 費	508	
事 務 費	550	
減 價 却 費	84	
租 税 公 課 他 費	199	
そ の 他	150	
営 業 利 益		2,951
営 業 外 収 益		1,156
営 業 外 費 用		401
経 常 利 益		3,706
特 別 利 益		2,779
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,779	
特 別 損 失		236
投 資 有 価 証 券 売 却 損	228	
固 定 資 産 除 却 損	2	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 れ	5	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,250
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,872
法 人 税 等 調 整 額		35
当 期 純 利 益		4,341
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		0
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,341

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	5,251	4,774	37,370	△863	46,533
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,435		△1,435
親会社株主に帰属する当期純利益			4,341		4,341
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	—	2,905	—	2,905
当連結会計年度末残高	5,251	4,774	40,276	△863	49,438

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	757	757	10	47,301
当連結会計年度変動額				
剰 余 金 の 配 当				△1,435
親会社株主に帰属する当期純利益				4,341
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	3,467	3,467	1	3,468
当連結会計年度変動額合計	3,467	3,467	1	6,374
当連結会計年度末残高	4,225	4,225	11	53,675

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	47,290	流動負債	26,640
現金・預金	13,442	トレーディング商品等	27
預託金	13,014	商品有価証券取引	8
トレーディング商品等	17,553	デリバティブ取引	19
商品有価証券等	17,550	信用取引	344
デリバティブ取引	2	信託	174
有約価値証券	45	預受入保証	170
約定見返勘定	392	預受有価証券等	14,319
信用取引資	2,217	短期借入未入	220
信用取引貸付	2,048	預受有価証券等	9
信用取引借証券担保	168	短期借入未了勘定	9,580
立替入保証	1	預受有価証券等	1
短期差入貸付	70	短期借入未払	110
短期前払	20	預受有価証券等	127
前払費用	19	短期借入未払	1,618
前払収入	16	預受有価証券等	244
未収入	130	長期借入未払	36
未収入	376	長期借入未払	2,915
その他他の流動資産	0	長期借入未払	500
倒引当	△9	長期借入未払	429
固定資産	31,014	長期延税金負債	1,892
有形固定資産	546	退職給付引当金	94
建物	147	特別法上の準備金	19
車両	13	金融商品取引責任準備金	19
器具	330	(金融商品取引法第46条の5)	
土地	54	負債合計	29,575
無形固定資産	60	純資産の部	
ソフトウェア	37	科 目	金額
電話機	22	株主資本	44,940
投資その他の資	30,408	資本	5,251
投資關係会社	28,035	資本	4,774
関係会社	620	資本	4,774
出資	1	利益剰余金	35,777
内閣長期貸付金	100	利益剰余金	641
内閣長期貸付金	1	その他の利益剰余金	35,136
内閣長期貸付金	390	別途積立金	16,271
内閣長期貸付金	0	繰越利益剰余金	18,865
内閣長期貸付金	793	自己株式	△863
内閣長期貸付金	536	評価・換算差額等	3,789
その他他の投資	△71	その他有価証券評価差額金	3,789
倒引当		純資産合計	48,730
資産合計	78,305	負債・純資産合計	78,305

損益計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	内 訳	金 額
営 業 収 益		7,711
受 入 手 数 料	2,822	
ト レ 一 デ ィ ン グ 損 益	3,402	
金 融 収 益	1,485	
金 融 費 用		53
純 営 業 収 益		7,657
販 売 費 一 般 管 理 費		4,747
取 引 関 係 費	588	
人 件 費	2,539	
不 動 産 関 係 費	629	
事 務 費	594	
減 値 償 却 費	66	
租 税 公 課 他 費	187	
そ の 他	142	
営 業 利 益		2,909
営 業 外 収 益		1,071
営 業 外 費 用		390
経 常 利 益		3,591
特 別 利 益		2,520
投 資 有 債 証 券 売 却 益	2,520	
特 別 損 失		235
投 資 有 債 証 券 売 却 損	228	
固 定 資 産 除 却 損	1	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 緑 入 れ	5	
税 引 前 当 期 純 利 益		5,875
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,758
法 人 税 等 調 整 額		36
当 期 純 利 益		4,080

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,251	4,774	4,774	641	16,271	16,221	33,133	△863	42,296
当期変動額									
剩余金の配当						△1,435	△1,435		△1,435
当期純利益						4,080	4,080		4,080
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	2,644	2,644	—	2,644
当期末残高	5,251	4,774	4,774	641	16,271	18,865	35,777	△863	44,940

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価額	・	換算差額等	
当期首残高		689		689	42,985
当期変動額					
剩余金の配当					△1,435
当期純利益					4,080
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		3,100		3,100	3,100
当期変動額合計		3,100		3,100	5,744
当期末残高		3,789		3,789	48,730

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

極東証券株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 後藤秀洋
業務執行社員
指定社員 公認会計士 吉野直志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、極東証券株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、極東証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

極東証券株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 後藤秀洋
業務執行社員
指定社員 公認会計士 吉野直志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、極東証券株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31までの第81期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

特に記載すべき重要な後発事象はありません。

2024年5月14日

極東証券株式会社 監査役会

常勤監査役 安村和洋印

常勤監査役 金子弘之印

監査役 津國伸郎印

(注) 監査役安村和洋及び津國伸郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

NAVITIME

出発地から
株主総会会場まで
スマホがご案内します。



スマートフォンで
読み取りください

- 乗り換え検索
- 駅出入口まで分かる
- 最寄駅からナビ誘導



目的地入力は
不要です !!

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館9階会議室

電話：03-3667-9210



〔最寄駅〕

地下鉄（東京メトロ）日比谷線・東西線 茅場町駅

「8番出口」直結

（都営） 浅草線 日本橋駅

「D2出口」徒歩5分

※株主総会のお土産のご用意はございません。

本紙は、環境に配慮した印刷用紙とベジタブルオイルインキを使用しております。